

# 群馬県ドッジボール協会規約



2022年1月30日発足

# 群馬県ドッジボール協会規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本協会は、群馬県におけるドッジボール競技の振興と普及を図るとともに、地域におけるドッジボール競技の振興を通して、健康的な地域環境づくりに取り組み、広く県民の健康保持増進に寄与することを目的とする。

### 第2条（名称）

本協会は、群馬県ドッジボール協会と称し、その英文名を Gunma Dodge Ball Association 略して G. D. B. A と称する。

### 第3条（事業）

本協会は次の事業を行う。事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- （1）群馬県内のドッジボールチームの本協会への登録
- （2）本協会登録チームによる全国大会予選の開催
- （3）関東大会及び北関東大会等への共催及び後援
- （4）地域交流大会等の承認及び支援
- （5）公認審判員・指導員の派遣等の事業
- （6）公認審判員・公認指導者育成講習会の開催
- （7）地域スポーツ指導者の育成
- （8）市町村及び各種教育機関等が開催するドッジボール大会の審査、承認及び支援
- （9）その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第4条（会員）

本協会の会員は、次のとおりとする。

- （1）本協会登録チームの代表者
- （2）公認審判員（B級以上）及び公認指導員（C級以上）

### 第5条（入会及びチーム登録）

- 1 前条第1号に定める者は本協会へのチーム登録の際に、同第2号に定める者は、一般財団法人日本ドッジボール協会に公認審判員または公認指導員に登録された際に、本協会に入会したものとみなす。
- 2 本協会へのチーム登録は、本協会所定の登録申請書を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

## 第6条（会員及び登録チームの義務）

- 1 会員のうち、一般財団法人日本ドッジボール協会に登録されたチーム（D1）代表者及び第4条第2号に定める者については同協会所定の年間登録料を支払わなければならない。その他の会員については、常任理事会で定める年間登録料を支払わなければならない。
- 2 登録チームは、本協会が主催する各種大会に参加する場合には、大会ごとに常任理事会において定める参加費を支払わなければならない。
- 3 登録チームが次の各号に定める大会等の開催または参加する場合には、本協会所定の申請書により申請のうえ、常任理事会の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合には、事前に理事長の承認を得て、事後すみやかに所定の手続きを取ることで足りる。
  - (1) 県外開催の大会及び交流会への参加
  - (2) 本協会が後援または共催する大会の開催
  - (3) 交流会、定期リーグの開催
- 4 前項のほか、会員及び登録チームは、常任理事会の承認なしに本協会に関する事業及び諸活動を行うことはできない。
- 5 登録チーム間において選手または指導者が移籍する場合、双方の登録チームの監督の承諾及び常任理事会の承認を得なければならない。

## 第7条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 懲戒処分により除名されたとき
- (3) 正当な理由なく2年以上の年間登録料を滞納したとき
- (4) 一般財団法人日本ドッジボール協会の登録を抹消されたとき
- (5) 総会決議により除名されたとき

## 第8条（退会）

本協会からの退会を希望する者は、退会届を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

## 第9条（懲戒処分）

- 1 会員が、次の各号の一に該当したときは、常任理事会における出席理事の3分の2以上の多数による決議により懲戒することができる。なお、懲戒処分は文書をもって通知する。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 本協会の事業及び運営を妨害したとき
  - (3) 法令に違反し刑罰または行政処分を受けたとき
  - (4) 本協会の信用または名誉を傷つける行為を行ったとき
  - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 懲戒は次の各号に定める方法により行う。
  - (1) 戒告
  - (2) 会員資格停止
  - (3) 除名
- 3 懲戒に対する異議申立ては、懲戒があったことを知った日の翌日から起算して2カ月以内に文書をもって行うことができる。

## 第3章 総会

### 第10条（総会の権限）

総会は本協会の最高決議機関であり、次の各号について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 会員の除名
- (3) 本規約の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡、または事業全部の廃止

### 第11条（総会の開催及び運営）

- 1 定期総会は年1回、理事長の招集により開催する。
- 2 常任理事会における開催の決議があったとき、または役員の過半数から招集の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- 5 総会の議長は、理事長が務める。
- 6 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、前条第1号のうちの解任及び同第2号については、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数をもって決しなければならない。
- 7 総会に出席できない会員は、委任状を本協会に提出することにより、議決権を行使することができ、その会員は総会に出席したものとみなす。

## 第4章 役員等

### 第12条（役員）

本協会に次の役員を置く。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 会長       | 1名  |
| (2) 副会長      | 若干名 |
| (3) 顧問及び特別顧問 | 若干名 |
| (4) 理事長      | 1名  |
| (5) 副理事長     | 若干名 |
| (6) 常任理事     | 若干名 |
| (7) 理事       | 若干名 |
| (8) 監事       | 若干名 |
| (9) 事務局長     | 1名  |

### 第13条（役員を選任）

本協会の役員は、次の方法により選任する。

- (1) 理事及び監事は総会決議によって選任する。
- (2) 常任理事は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
- (3) 前各号以外の役員については、常任理事会の決議によって選任することができる。

#### 第14条（役員の職務）

役員の職務は次のように定める。

- （1）理事は、理事会を構成し、理事長の求めに応じ、本協会の業務決定に参加する。
- （2）常任理事は、常任理事会を構成し、法令及び本規約に基づき、本協会の業務決定に参加する。
- （3）理事長は、常任理事の中から選任し、本協会を代表し、その業務を執行する。
- （4）副理事長は、常任理事の中から選任し、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に関する職務を代行する。
- （5）監事は、本協会の業務及び会計を監査するとともに、理事会に出席することができる。
- （6）会長及び副会長は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- （7）顧問及び特別顧問は、理事長の要請により、本協会の運営について助言がすることができる。
- （8）事務局長は、理事長が選任する事務局員とともに本協会における事務を行う。

#### 第15条（役員の任期）

役員の任期は次のように定める。

- （1）役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- （2）欠員補充及び増員により選任された役員の任期は、退任者または現役員の任期満了までとする。

#### 第16条（取引の制限）

理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、予めその取引内容について開示し、常任理事会の承認を得なければならない。

- （1）自己または第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
- （2）自己または第三者のためにする本協会との取引
- （3）その他理事と本協会との利益が相反する取引

## 第5章 理事会

#### 第17条（理事会の構成及び権限）

理事会は、すべての理事をもって構成し、理事長の求めに応じて、本協会の業務を決定する。

#### 第18条（理事会の招集及び運営）

- 1 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事会の議長は、理事長が務める。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、理事会の決議事項について、すべての理事が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

## 第6章 常任理事会

### 第19条（常任理事会の権限）

常任理事会は、本規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）理事長及び副理事長の選任及び解任
- （2）総会日時及び場所並びに議決事項の決定
- （3）理事の職務執行の監督
- （4）事務局長及び会計担当理事の選任
- （5）その他本協会に必要な業務の決定

### 第20条（常任理事会の招集及び運営）

- 1 常任理事会は理事長が招集する。
- 2 常任理事会の議長は、理事長が務める。
- 3 常任理事会は、常任理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 常任理事会の決議は、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。ただし、前条第1号のうち解任については、出席した常任理事の議決権の3分の2以上の多数をもって決しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、理事長が提案する常任理事会の決議事項について、すべての常任理事が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、常任理事会の決議があったものとみなす。

## 第7章 会計及び監査

### 第21条（財産管理及び会計）

- 1 本協会の財産の管理及び会計は会計担当理事（会計長）1名と、理事長が選任する補助員2名の計3名で行い、善良なる管理者の注意をもって、適切な財産の維持・管理を行う。
- 2 会計担当理事は、理事長及び監事の求めに応じ、財産の管理状況を報告しなければならない。

### 第22条（事業計画及び予算）

本協会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、常任理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

### 第23条（事業報告及び決算）

本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び決算書を作成し、監事の監査を受けたうえ、常任理事会の承認決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第8章 その他

### 第24条（本規約の変更）

本規約は総会の決議により変更することができる。

### 第25条（委任）

本規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項については、常任理事会で定める。

令和4年1月30日 制定 同日施行